

5. 幼稚園保育料についてのお知らせ

1. 幼稚園保育料について

石垣市の幼稚園保育料は、世帯の所得に応じた料金となっており、市民税の負担額をもとに、下の表のとおり算定し決定しています。

※第1子～第3子は

第1階層～第3階層…同一世帯において、年齢順にとらえます。

第4階層・第5階層…同一世帯の小学校3年生までのお子さんから年齢順にとらえます。

※生活保護世帯、ひとり親世帯・障がい者世帯等の方は確認できる書類の提出が必要です。

階層	階層区分	※第1子	※第2子	※第3子
1	※生活保護世帯	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	3,000円	1,500円	0円
	※ひとり親・障がい者世帯	0円	0円	0円
3	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	7,100円	3,550円	0円
	※ひとり親・障がい者世帯	3,050円	0円	0円
4	市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	7,600円	3,800円	0円
5	市民税所得割課税額 211,201円以上の世帯	8,500円	4,250円	0円

2. 保育料の算定について

幼稚園保育料は、上の表のとおり市町村民税の額をもとに世帯の収入で算定します。算定の対象になるのは主に ①保護者(単身赴任も含む)、②祖父母・曾祖父母、③幼児の親権者等(代理人等)となります。

※お勤めの方は基本的に勤め先から申告がされますが、自営の方や就労されていない方は申告が必要となります。申告忘れがないかお確かめください。

なお、算定ができない場合は最高額(第5階層)での仮算定となりますのでご注意ください。

また、平成27年12月31日以前に石垣市外にお住まいの方は、所得課税証明書の提出が必要となります。入園申請時に提出をお願いします。

(※現在幼稚園に通っている園児のいる世帯は提出の必要はありません)

3. 保育料の減額・免除について

生活保護世帯やひとり親世帯・障がい者のいる世帯は所得状況に応じて保育料の免除・減額がありますので、必要に応じて次の書類を提出してください。

ただし、保育料が第4階層以上の方は該当しませんので、ご了承ください。

(※書類の提出がない場合、減額・免除は行えません。申請は4月以降も随時受付しますが、年度途中の申請の場合、保育料の変更は申請の翌月からとなります。

また、下記世帯に該当し、現在申請中の方は教育委員会までお問い合わせください。)

※うらへ続きます

〔提出書類〕

- ・ 生活保護世帯…「生活保護証明書」（福祉総務課で交付）
- ・ ひとり親世帯（世帯収入が約 360 万円未満の世帯）
「児童扶養手当受給者証」または「母子父子等医療費助成受給証」の写し
- ・ 障がい者のいる世帯（世帯収入が約 360 万円未満の世帯）
「障がい者手帳」、「療育手帳」、「特別児童扶養手当証書」のうち、どれか 1 つの写し

4.保育料の 9 月改訂について

4 月からの幼稚園の保育料金は、平成 27 年の所得に応じた額で算定しますが、9 月からの保育料は平成 28 年の所得に応じた額に変わります。

そのため、平成 28 年 12 月 31 日以前に石垣市外にお住まいの方は、あらたに転入前の市町村が発行する「所得課税証明書」の提出が必要となります。

詳しくは、改訂前に文書にてお知らせいたします。

※所得課税証明書はマイナンバーの記載されていない書類を提出ください。

5.保育料の支払および口座引落としについて

幼稚園保育料・預かり保育料は、口座振替でのお支払いをお願いしています。

面接時にお渡しする口座振替依頼書にて、2 月 10 日(金)までに金融機関で手続きをお願いいたします。

○残高不足にて口座振替ができないケースが多くありますので、残高にご注意ください。

○口座振替ができなかった場合は、納付書をお送りします。下記金融機関にてお支払いください。

○3 ヶ月以上の未納が続きますと、誓約書に記載いただきました保証人へのご相談や停園・退園の措置を検討させていただくことがあります。とどこおりなくお支払いいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【取扱金融機関】

- ・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・沖縄県労働金庫
 - ・沖縄県農業協同組合（JA） ・沖縄県信用漁業協同組合連合会
- （※上記以外の金融機関、ゆうちょ銀行は取扱できません。ご了承ください。）

【口座振替日】

- ・毎月 10 日（土日祝祭日の場合はその次の平日）